

◎新潟県告示第9号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

平成26年1月7日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 長岡都市計画道路
- (2) 名称 3・3・51号 長岡見附バイパス
3・3・72号 長岡東西道路

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 3・3・51号 長岡見附バイパス

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

長岡市町田町字寺田、高畑町字上表及び字下表の各一部

- (2) 3・3・72号 長岡東西道路

ア 追加する部分

長岡市大宮町字善喜、西津町字前島及び字本田の各一部

イ 削除する部分

長岡市高畑町字下表、字上表、町田町字寺田、上条町字谷内、字八ツ口、字切欠、字八十刈、宮内町字鼠田、字山伏、笹崎1丁目、沢田1丁目、東宮内町、宮栄3丁目、宮栄4丁目、宮栄5丁目、要町1丁目、要町2丁目、西宮内1丁目、西宮内2丁目、左近1丁目、今井町字橋西、字元枕、大宮町字太田、字中長、字善喜、下山町字善喜、下山1丁目、才津東町、才津西町、西津町字前島、字本田及び新産3丁目の各一部

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 自 平成26年1月7日

至 平成26年1月21日

- (2) 場所

ア 長岡市四郎丸町173番地2（〒940-8567）

長岡地域振興局地域整備部庶務課

イ 長岡市大手通2丁目6番地フェニックス大手イースト（〒940-0062）

長岡市都市整備部都市計画課

ウ 見附市昭和町2丁目1番1号（〒954-8686）

見附市建設課

4 その他

この都市計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに、新潟県に意見書を提出することができる。